

安全保謹関連法の成立から一年。「違憲立法」の疑いは消えず、既成事実化だけが進む。戦後日本の平和主義とは何か。その原点に立ち返るべきである。

与野党議員が入り乱れる混戻の中、安倍政権が審議会採決を強行し、昨年九月十九日に「成立」したと強弁する安保関連法。今年三月に施行され、参院選後の八月には自衛隊が、同法に基づく新たな任務に関する訓練を始めた。政権は既成事実を積み重ねようとしているのだが、その土台が揺らいでいれば、いつかは崩れてしまい。その土台とは当然、本国憲法である。

#### 他衛認めぬ政府解釈

七月の参院選では、安保関連法の廢止と立憲主義の回復を訴えた民進・共産両党など野党側が、自民・公明両党の与党側が圧倒した。が、そのことをもって、安保関連

# 東京新聞

中日新聞東京本社  
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号  
〒100-8505 電話 03(6910)2211

2016・9・20

## 社説

法の合憲性が認められたと看做されるのは早計だろう。同法には、「数の力」を理由として見過すわけにはいかない違憲性があるからだ。

安保関連法には、武力で他国を守つたり、他国同士の戦争に参加する「集団的自衛権の行使」に該当する部分が盛り込まれている。安倍内閣が「〇一四年七月一日の閣議決定に基づいて」

自己認めただものだが、歴代内閣が長年にわたって憲法違反との立場を堅持してきた「集団的自衛権の行使」をなぜ「内閣の判断で合憲」といえるのか。

憲法の法的安定性を損ない、戦後日本が貫いてきた安保政策の根幹をめぐる、との批判は免れまい。成立から一年がたつても、多くの憲法学者の専門家が、安保関連法を「憲法違反」と指摘し続けるのは当然である。

現行憲法がなぜ集団的自衛権の行使を認めていないのか

が、あらためて検証してみたい。

#### 血肉と化す専守防衛

戦後制定された日本国憲法は九

条で、戦争や武力の行使、武力に繋されていないにもかかわらず、実力で阻止する集団的自衛権につ

いては、主権国家として有つては

いけば、その行使は専守防衛の範

の範解作成に関わった人は、集団

的自衛権を想定したものではない

#### 専守防衛

しかし、安倍内閣は日本が直接

攻撃されていかなくても「我が國の

の危機

に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていない場合」には集団的自衛権の行使が可能だと

みがあり、「内閣による恣意的な

解釈が認められないのは当然だ。

国会

での長年にわたる議論を経て確立した政府の憲法解釈には重

い」とを記している。

それを許せば、国民が憲法を通じて権力を揮する立憲主義は根底から覆される明白な危険がある場合

だ。

それが、内閣法制局が一九七一年十月十四日に参院

院

に提出した資料「集団的自衛権と憲法との関

係」だ。

安倍内閣は、自衛権

の危機

行使の要件として挙げ

ている

「外國の武力攻撃」の対象から「わが國」が抜けていること

に見直すしかあるまい。

これが、日本国民だけが二百十

万人の犠牲を出し、交戦国など

ままで、近隣諸国にも多大な犠牲

をもたらす、

日本に対する武力攻撃は實力で

いる。

つまり、日本が攻撃されてい

る

が歴代内閣の立場である。

しかし、

日本に対する武力攻撃は實力で

いる。

つまり、日本国民の血肉と化

る

が、日本が攻撃されてい

る

が、日本が攻撃されてい</p